

# 公安委員会定例会議の開催状況

第1 日時 令和8年1月28日（水）午後1時30分から午後4時30分までの間

第2 出席者 前田委員長（司会）・松尾委員・刈谷委員

本部長・警務部長・生活安全部長・刑事部長・交通部長・警備部長・情報通信部長  
首席監察官・総務参事官・地域参事官兼人身安全対処参事官・組織犯罪対策参事官

第3 議事の概要

## 1 委員説示

委員から、「消費税率の増減は国民に身近な問題であるが、税制としての仕組みに誤解されている部分がある。まず、消費税の納税義務者は事業者であり、実質負担者となる消費者が支払っているのではない。次に、消費税とは国や地方自治体に納める税金そのものを差し、商品やサービスの価格に含まれる消費税分の金額は『消費税相当額』と呼ばれるものである。もう1点、価格表示に関して、消費税法では消費者が支払う金額は消費税相当額を含めた総額を表示しなければならない旨規定されているところ、実際の商品には本体価格と税込価格の2つ、しかも税込価格は括弧内に小さく表示等されていることが、消費税の話を複雑にしている。ヨーロッパで消費税に当たる税金は『付加価値税』と呼ばれ、ハンガリー27%、フランス20%など日本よりも高税率の国が多いが、商品に表示されるのは総額だけであり、国民は付加価値を当たり前のように受け入れている。つまり、ヨーロッパの付加価値税も日本の消費税も価格の一部であることに変わりはないが、日本では本体価格と税込価格が併記されることで、買い物をする度に国民は税を意識させられ、そのことが重税感の大きさに繋がっているのではないだろうかと思う。」旨の説示があった。

## 2 報告事項

(1) 警察行政手続オンライン化システムの運用状況について（資料1）

警務部から、警察行政手続オンライン化システムの運用状況について説明があった。

委員から、「オンライン化は時代の流れであり、各種警察行政手続きを利用する方の負担軽減による利便性の向上が最大の眼目である。昨年12月から既に運用が開始されているので、システムの周知について効果的な広報を図っていただきたい。また、運用を進める中で申請者からの改善要望や警察側における使い勝手の悪さなどの課題が出てくると思われ、そうした内外の声を拾い上げて整理し、警察庁に必要な働きかけを行っていくべきである。」旨の発言があった。

また、別の委員から、「申請・届出から許可証等の交付まで、一般的にどれくらいの日数がかかるのか。」旨の質問があり、警察本部から、「手続きの種別等によって処理期間に違いがあり、一概には言えない。例えば、交通の道路使用許可申請であれば、電子申請がなされてから審査を進め、警察署に手数料を持参いただいたときにはその場で許可証を交付できるという流れになる。一方、生活安全部関係の許認可では、手数料の納付を確認してから審査を進め、許可証等を交付するまで複数回来署いただく必要があるなど、処理期間は手続きによってまちまちである。なお、将来的には電子納付やデジタル交付も可能になってくると思われる。」旨の説明があった。

また、別の委員から、「手続きの選択肢が増えることは県民にとって非常に良いことである。ただ、約600の対象手続きに対して運用開始から1か月半の申請件数が45件と少なく、周知が足りていないと思う。システムの認知が広がれば利用者も増加すると思うので、幅広い広報をお願いする。今後の理想としては、自動車の運転免許更新の完全オンライン化が望ましい。」旨の発言があった。

## (2) 交番・駐在所における「手話リンク」のサービス運用開始について（資料2）

生活安全部から、交番・駐在所における「手話リンク」のサービス運用開始について説明があった。

委員から、「誰しものが安心安全に暮らせる社会を作るためには、聴覚障害者に限らず、視覚障害などそれぞれ障害を持つ方々が警察とコミュニケーションを取ることができるよう環境整備されることが重要である。」旨の発言があった。

また、別の委員から、「手話通訳オペレータによる24時間対応はありがたいが、人力には限界があると思う。将来的にはAIオペレータに変えていくべきであり、データ収集のためにも多くの方々に利用していただけるよう幅広い広報をしていただきたい。」旨の発言があった。

(3) 「サイバーセキュリティ月間」の取組について（資料3）

生活安全部から、サイバーセキュリティ月間について説明があった。

委員から、「サイバー空間の脅威は一般市民にとっても当たり前の危険となっている。怪しいインターネットサイトにはアクセスしないなど、まずは基本的な対策を周知することが大切であり、子供たちへの呼び掛けや各種イベントを通じた広報啓発活動を強力に推進していただきたい。」旨の発言があった。

また、別の委員から、「アサヒビールとアスクルが外部からの不正アクセスによってサイバー攻撃を受けた事案が記憶に新しいが、大企業だけでなく、サプライチェーンの中で大企業と取引のある中小企業も非常に危機感を抱いている。中小企業向けのサイバーセキュリティ教養もお願いしたい。」旨の要望があった。

(4) 令和7年の特殊詐欺等認知・検挙状況等について（資料4）

刑事部及び生活安全部から、令和7年の特殊詐欺等認知・検挙状況等について説明があった。

委員から、「昨年の県下オレオレ詐欺被害41件のうち、実に40件が警察官がたりとのことで非常に驚いている。警察官という身分の信頼性が高いことの裏返しなのかもしれないが、何とか対策を講じなければならない。具体的な手口をより広く知ってもらうための広報活動が非常に重要である。」旨の発言があった。同委員から、「以前は被害者の多くが高齢者であったが、30代40代といった若い世代への被害の広がりについてどのように分析しているか。」旨の質問があり、警察本部から、「特にSNS型投資詐欺・ロマンス詐欺では、犯人からの電話が携帯電話にかかってくる場合が多く、また、儲け話や恋愛感情に乗じた手口であることから、日頃からスマートフォンなどインターネット利用環境が周りにある働き盛りの若い世代が騙されやすい傾向にあるものと思う。ターゲットを絞った広報も進めてまいりたい。」旨の説明があった。

また、別の委員から、「携帯電話利用者に対して行うセキュリティアプリ導入への積極的支援は重要であり、引き続き広報イベント等を通じて取組を推進していただきたい。」旨の発言があり、警察本部から、「現在警察庁において、国際電話番号や詐欺の疑いがある電話番号からの着信をブロックするスマートフォン向けアプリを『推奨アプリ』として認定する取組を進めている。公募によって年度内に事業者が認定され、推奨アプリが決定する見込みであり、そうした取組も含めて携帯電話

利用者に対する支援を強化してまいりたい。」旨の説明があった。同委員から、「先日、県警の現職警察官に詐欺電話がかかってきたときの電話音声が公開され、テレビや新聞で大きく取り上げられていた。我々一般の県民が詐欺電話を受けた場合、電話に出ないのが基本で良いか。」旨の質問があり、警察本部から、「基本的には電話に出ることなく、判明した犯人の電話番号を通報していただきたい。詐欺だとわかった上で電話に出たとしても、相手側の巧妙な手口で騙されないとは限らない。自分には何ら心当たりがなくとも、犯行グループから『逮捕状が出ている』と言われたことで不安になり現金を振り込んでしまった被害者も多くいる。なお、電話のやり取りの継続中に警察が認知した場合、騙された振り作戦への協力を依頼することもある。ただ、やはり原則は電話に出ないことである。」旨の説明があった。

また、別の委員から、「毎日のように詐欺被害の発生について各メディアで報道されているが、被害が減ることなく、逆に増加傾向にあるのはなぜか。」旨の質問があり、警察本部から、「特に昨年1年間は県警察として特殊詐欺等被害抑止のため強く広報を打ち出してきた。しかし、被害者の中には被害届の提出を拒む方もいれば、そもそも警察相談すらしない方もおり、本日説明した被害状況は氷山の一角に過ぎない。正確な被害実態がわからなければ正しい対策が打てないという側面もあり、水面下にある被害を炙り出すため、また、被害拡大を防止するため、県内金融機関との協定締結に基づく犯罪利用口座の早期情報共有など、これまで取り組んできた対策から更に踏み込んだ対策を推進しているところである。取組の強化によって潜在化していた被害も表に出てくると思うが、正確な被害実態を把握することにより、対策の不十分な点の見直し、強化に打って出ることができるだけでなく、捜査のきっかけにも繋がることから、全国警察と連携して検挙に向けた取組も強化してまいりたい。」旨の説明があった。

(5) 直轄警察犬の引退及び新規直轄警察犬の配備について（資料5）

刑事部から、直轄警察犬の引退及び新規直轄警察犬の配備について説明があった。

委員から、「引退するフィンは約8年間で535件の現場に出動し、そのうち20件は行方不明者発見などの結果も残したとのことで、長年の苦勞と貢献を労いたい。新たに直轄犬となるパロンの活躍にも期待している。」旨の発言があった。

また、別の委員から、「以前まで、犯人の追跡にしる行方不明者の捜索にしる、最も有効な警察活動は防犯カメラ捜査で、似顔絵捜査や警察犬は二の次だと思って

いた。しかし昨年、直轄警察犬リュウの活躍表彰の報道を見て、リュウが1年間で少なくとも3名の行方不明者を発見していることを知り、警察犬の役割の重要性を認識させられた。今後も引き続き警察犬の効果的活用をお願いします。」旨の発言があり、警察本部から、「行方不明者捜索では、登山など山へ行って遭難したり、川釣りへ行って帰ってこないなど、防犯カメラのない地域で捜索活動を行わなければならない機会が多々あり、『にのいの捜査官』である警察犬の存在は欠かすことができない。また、そうした地域における活動では、県警へりによる上空からの捜索も有効であり、警察犬だけでなく県警へりも併用しながら要救助者の早期発見に努めてまいりたい。」旨の説明があった。

### 3 追加報告

#### ○ 特急列車南風における傷害事件被疑者の逮捕について

刑事部から、特急列車南風における傷害事件被疑者の逮捕について説明があった。

委員から、「私自身もプライベートで南風を利用する機会があり、他人事とは思えない。乗り合わせた乗客は本当に恐怖を感じたと思う。有事の際を想定した訓練を重ねることが重要であり、警察だけでなく鉄道各社とも連携を密にしていきたい。今回のような事案では、車掌などが早い段階で110番通報をしてくれていたなら、警察が次の駅に先回りして乗り込むといった対応も取れたと思う。」旨の発言があり、警察本部から、「県警察、JR四国、土佐くろしお鉄道の3者による連絡協議会を毎年開いており、今年も2週間前に開催したところである。委員指摘のとおり、今回、早期の110番通報があれば先の駅で待ち受けて被疑者の確保体制がとれた可能性もあり、鉄道会社と更なる関係強化を図ってまいりたい。」旨の説明があった。

また、別の委員から、「ナイフで切りつけられた車掌が手にけがを負ったが、一歩間違えれば死者が出てもおかしくない事件だったと思う。不審な乗客を見かけたら車掌や警察へすぐに通報してもらえるよう、広く利用客に呼び掛けるべきである。都市部の電車では、『不審者や不審物を見つけたら、係員や警察官へ一報ください』といった張り紙が列車内や構内のあちこちに貼られてあり、同様の呼び掛けができないか。最初から誰かを殺傷しようと思って列車に乗ってくる者がいないとも限らない。一人のけがで済んだことにとにかく安心している。」旨の発言があり、警察

本部から、「単独でテロや犯罪行為を計画・実行する個人、いわゆる『ローンオフエンダー』等が社会の脅威となっており、現在、全国警察を挙げてローンオフエンダー等への対策を強化しているところである。今回の事件を通じて、不審な人物を見つけた段階から警察に連絡をもらえる環境をいかに作り上げていくかが重要であると強く感じている。引き続き情報の把握、集約を徹底し、違法行為を未然防止するために取り得る措置を確実に講じることができるよう万全を期してまいりたい。」旨の説明があった。

#### 第4 個別決裁

##### 1 高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部改正について

警務部から、定年延長に伴う職員定数の増員に関し、高知県警察の設置及び定員に関する条例の一部改正について説明があり、審議の結果、原案のとおり決定した。

##### 2 少年指導委員の委嘱について

生活安全部から、各警察署から推薦された少年指導委員の委嘱及び委嘱後の公示について説明があり、原案のとおり決定した。

##### 3 高知県公安委員会情報セキュリティ基本方針規程の制定について

公安委員会事務室から、情報システムの利用に伴うサイバーセキュリティの確保に関し、公高知県公安委員会情報セキュリティ基本方針規程の制定について説明があり、了承した。

##### 4 公安委員会定例会議の議事録について

公安委員会事務室から、令和8年1月21日に開催した公安委員会定例会議「議事録」について報告があり、了承した。

#### 第5 個別報告

##### 1 全国警察本部長会議（臨時）の開催結果について

警察本部長から、第51回衆議院議員総選挙が行われることに伴い令和8年1月24日に都内で開催された臨時の全国警察本部長会議における警察庁長官訓示の要旨等につ

いて報告があった。

## 2 監察案件について

監察課から、監察案件について報告があった。